

### 第3章 環境配慮計画書に対する 市民意見等の内容と指定開発行為 者の見解



## 第 3 章 環境配慮計画書に対する市民意見等の 内容と指定開発行為者の見解

### 1 環境配慮計画書の縦覧等

本事業に関する環境配慮計画書の縦覧期間及び縦覧場所は、表3-1に示すとおりであり、平成31年2月28日から平成31年3月29日までの30日間縦覧された。また、条例第8条の3の規定に基づき、環境配慮計画書の縦覧期間中に開催した説明会の開催日時及び周知方法は表3-2に示すとおりである。

表3-1 環境配慮計画書の縦覧期間及び縦覧場所

縦覧期間	平成 31 年 2 月 28 日（木）～平成 31 年 3 月 29 日（金）
縦覧場所	川崎市：環境局環境評価室、川崎区役所、川崎区役所大師支所、川崎区役所田島支所、幸区役所、幸区役所日吉出張所 横浜市：環境創造局環境影響評価課、鶴見区役所

表3-2 説明会の開催日時及び周知方法

	第 1 回	第 2 回
開催日時	平成 31 年 3 月 8 日（金） 18 時 30 分～19 時 30 分	平成 31 年 3 月 10 日（日） 10 時～10 時 50 分
場 所	川崎市役所第 4 庁舎 2 階ホール（川崎区宮本町 3 番地 3）	
参加人数 （来場者数）	11 名	21 名
説明会開催の 周知方法	<p>説明会開催の案内は、以下の方法により周知した。</p> <p>①回覧板 12 町内会・自治会で回覧（表 3-3(1)参照）</p> <p>②ポスティング 54, 174 世帯へ各戸配布（表 3-3(2)参照）</p> <p>③川崎市市政だより 平成 31 年 2 月 21 日号全市版に掲載</p> <p>④川崎市ホームページ 平成 31 年 2 月 21 日より環境局施設部施設建設課ホームページに掲載</p> <p>⑤ポスター掲示 平成 31 年 2 月 21 日から縦覧終了まで、川崎市内の関係区役所及びその出張所、市民館、図書館等川崎市の施設に掲示（表 3-3(3)参照）</p>	
環境配慮計画書の 内容の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明会来場者に対し、環境配慮計画書から抜粋した図表等を基に作成した説明会用スライドを用いて説明した。</li> <li>・説明用スライドを印刷したものを資料として配布した。</li> </ul>	

表 3-3(1) 町内会等への回覧箇所一覧（回覧板）

堤根処理センターを中心に半径 500m内の町内会・自治会	
市名	町内会・自治会名
川崎市	<u>川崎区</u> 川崎区中央地区連合会「日進町町内会」 「下並木町会」「池田町内会」 町内会連合会に未加入の「日進町市営住宅自治会」 <u>幸区</u> 南河原地区町内会連合会「大宮町町内会」「柳町自治会」
横浜市	<u>鶴見区</u> 市場地区第二自治連合会「尻手自治会」 「ヨコハマオールパークス自治会」「元宮自治会」 「市場上町町内会」「バードウッド鶴見自治会」 「オーベル横浜鶴見自治会」

表 3-3(2) ポスティング箇所一覧

堤根処理センターを中心に半径 1 km 内の地区	
市名	区・町丁目名
川崎市	<u>川崎区</u> 駅前本町、日進町、小川町、南町、堤根、下並木、池田 1 丁目、池田 2 丁目、京町 1 丁目、渡田山王町、元木 1 丁目、元木 2 丁目、渡田新町 1 丁目、渡田新町 2 丁目、渡田新町 3 丁目 <u>幸区</u> 中幸町 3 丁目、中幸町 4 丁目、堀川町、柳町、大宮町、南幸町 2 丁目、南幸町 3 丁目
横浜市	<u>鶴見区</u> 矢向 1 丁目、矢向 2 丁目、矢向 3 丁目、矢向 4 丁目、市場上町、市場東中町、市場西中町、市場下町、市場大和町、市場富士見町、尻手 1 丁目、尻手 2 丁目、尻手 3 丁目、平安町 1 丁目、元宮 1 丁目、元宮 2 丁目

表 3-3(3) ポスター掲示箇所一覧

川崎市内の関係区役所及びその出張所、市民館、図書館等川崎市の施設に掲示	
区名	掲示箇所
川崎区	川崎市役所第 3 庁舎、川崎区役所、川崎図書館、教育文化会館、大師支所、田島支所、川崎図書館大師分館、川崎図書館田島分館、ヨネッティー堤根
幸区	幸区役所、幸図書館、幸市民館、日吉出張所、幸図書館日吉分館

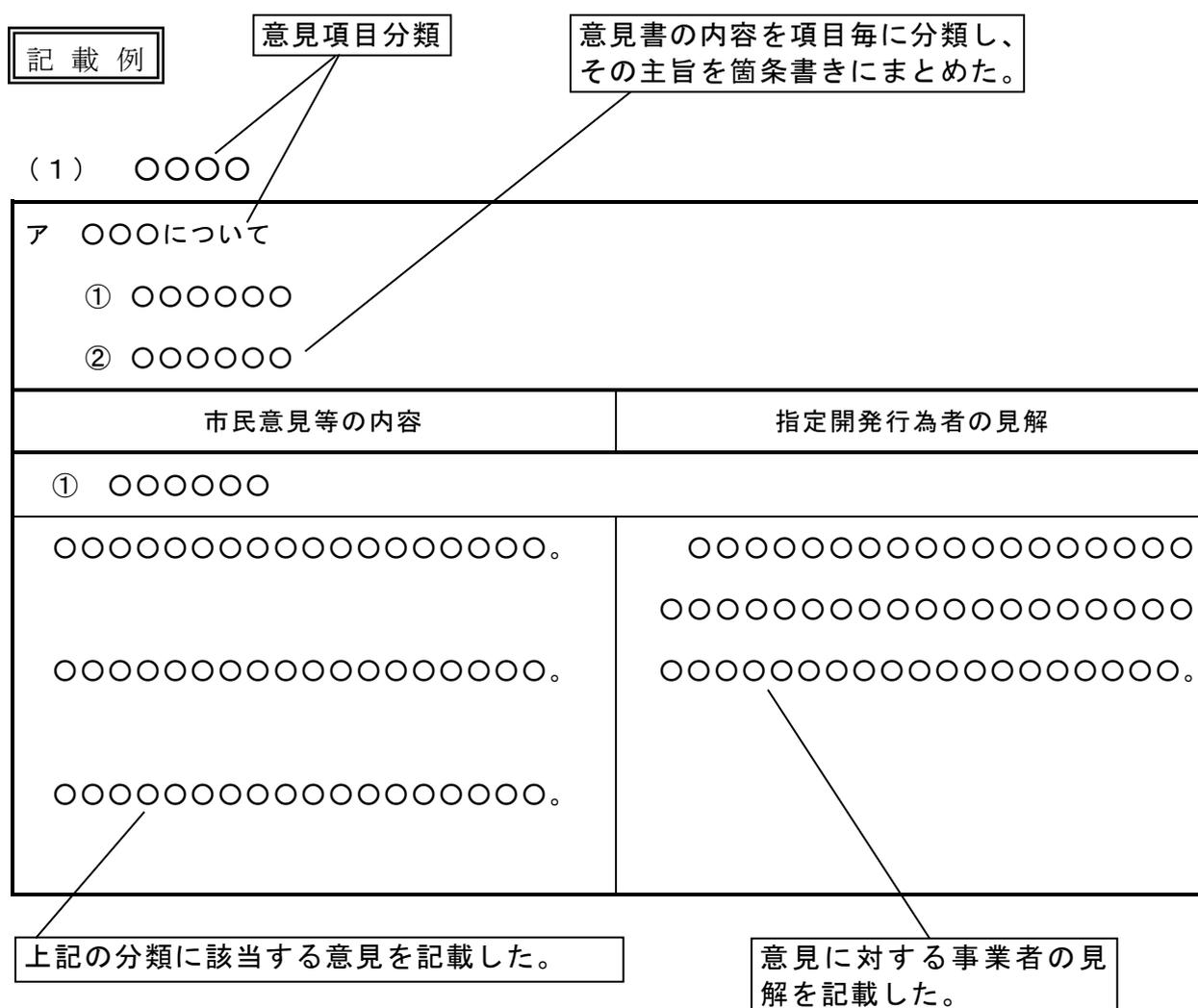
## 2 意見書による意見と見解

条例第8条の4の規定に基づく期間において、環境配慮計画書について環境保全の見地からの意見を有する者からの意見書が3名3通が提出された。

この意見書に対する事業者の見解（考え方）を整理し、条例第8条の5の規定に基づき、令和元年5月14日に「堤根処理センター整備事業に係る環境配慮計画見解書」を提出した。

## 3 市民意見の内容と指定開発行為者の見解

本項では、市民意見等の内容と、意見に対する指定開発行為者の見解をまとめており、その構成は以下のとおりとした。なお、見解については、環境配慮計画見解書で示した内容を記載している。



(1) 環境配慮に関する調査、予測及び評価の結果について

ア 調査、予測及び評価の結果について	
<p>① 複数案に関する影響について(悪臭、騒音、日照、電波、都市景観)</p> <p>② 悪臭について</p>	
市民意見等の内容	指定開発行為者の見解
① 複数案に関する影響について	
<p>施設の西側に隣接している地域に居住しております。B案は、反対とさせていただきます。</p> <p>A案に比べてB案は、西側だけでなく北側も住宅地域に近くなります。近接することにより、以下の問題が大きくなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・悪臭が強くなる</li> <li>・騒音が大きくなる</li> <li>・日照時間が短くなる。</li> <li>・電波妨害の影響が大きくなる。</li> </ul> <p>住宅地域に近づけば近づくほど、上記の影響は大きくなります。</p> <p>以上より、B案よりA案のほうが近隣住民としては好ましいです。</p> <p>また、A案についてですが、できる限り建物を南側に寄せることはできないでしょうか？</p> <p>南側は、JR南武線、JR東海道線の線路になるため、そちらに寄せることについては、環境的な負荷を考慮することは少ないかと思えます。</p> <p>また、建物自体を南側に寄せる事により、北側により多くの空きスペースを確保できるようになるので、B案に比べても遜色ない緑地スペースを確保でき、また、建造物の高さなど自由度も上がるかと思えます。</p> <p>ぜひ、A案で、また、できれば上記の改善したA案で進めていただけるよう宜しくお願い致します。</p>	<p>施設配置の複数案については、現在の敷地の中での施設の効果的・効率的な配置や、車両動線の安全性、施設管理の容易性などの観点から検討を行い、その制約の中から近隣の住居の分布状況も考慮して実行可能な案として、2案を設定しています。</p> <p>設定した複数案に関し検討を行った結果、いずれの案もすべての項目で環境保全目標を満足するものと評価しています。また、御意見のあった項目については、悪臭及び都市景観の観点からはA案の方が環境に配慮した案となるものの、騒音、日照、電波については各案に優位な差はみられないものと評価しています。</p> <p>また、御意見のあった鉄道からの建物の位置については、施設管理の容易性や車両動線の安全性の確保、また、工事の安全性・施工性の観点を考慮し、可能な限り線路側に近づけた配置としております。</p> <p>今後、詳細な計画の検討を進めるにあたっては、悪臭、騒音、日照、電波、都市景観などの影響について御懸念されていることも踏まえ、住宅地側への影響が可能な限り小さくなるよう配慮してまいります。</p> <p>なお、最終的な複数案の絞り込みにあたっては、環境配慮計画書の予測・評価の結果や、いただいた御意見も踏まえ、社会面・経済面も考慮し、決定してまいります。また、複数案の絞り込みの経緯と決定した結果については、来年度予定している条例環境影響評価方法書の中でお示しします。</p>
<p>3/10に説明会に参加させて頂きました。説明会を開いてくださり有難う御座いました。</p> <p>私は横浜市民ですが、家の目の前が堤根処理センターに面しています。恐らく一番影響を受ける場所に住んでいる者の一人です。</p> <p>現在は施設が線路に近く配置されていて、ニオイ、騒音など時々感じますが、我慢できる程度で暮しています。</p> <p>さて、説明会を拝聴して、強くお願いしたい事があります。都市景観、悪臭の点からも、A案を採用して頂きたいです。</p> <p>さらに、可能ならば、施設をなるべく線路に近付けて、住宅地から離れた場所を選んで頂きたいです。</p> <p>理由として、B案にすると明らかに自宅の日照時間が大幅に減ってしまいます。大変心配です。</p>	

市民意見等の内容	指定開発行為者の見解
<p>陽が当たらないと、現在よりも冬の寒さが厳しくなります。暖房費などの出費や余計なエネルギーの消費を強いられます。緑化を増やすために、エネルギーの消費を招くことに疑問を感じます。また、住宅の資産価値も下がります。</p> <p>そして、悪臭 騒音 電波妨害も、とても心配です。</p> <p>今までの生活よりもストレスが溜まる事が明らかです。</p> <p>現在の建物の位置よりも住宅地側に寄せない様にして頂けませんか？</p> <p>ご検討下さいますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。</p> <p>どうか安心して暮らせるよう考慮頂けましたら幸いです。</p>	<p>〈見解については、52ページ参照〉</p>
<p>② 悪臭について</p>	
<p>現在もそうですが、風向きによっては、処理場から悪臭が発生し、近隣の住環境に多大な影響があります。</p> <p>新たに建て替える際には、悪臭の発生に関する対策を万全にして下さい。</p>	<p>新しい堤根処理センターでは、ごみピット内の空気を強制的に炉内に吸引してごみピット内を負圧に保ち、臭気の外部への流出を防ぐなどの従来の悪臭対策に加え、すべての焼却炉の休止時は、ごみピット内の空気を脱臭装置に送り、活性炭吸着等によって処理するなど、既存施設と同等以上の措置を講じる計画としており、法や条例の基準値を遵守することはもとより、周辺にお住いの皆様に対する悪臭の影響がないように万全の対策を講じてまいります。</p>

## (2) その他

<p>ア 解体工事について</p>	
<p>① 害虫対策について</p>	
市民意見等の内容	指定開発行為者の見解
<p>① 害虫対策について</p>	
<p>建て替えの際の現施設の解体時に、ゴキブリやネズミ等の害虫が大量に発生する事を懸念しています。</p> <p>設備解体に際して事前の徹底した害虫駆除などの対策を万全に講じてください。また、害虫等による被害が生じた場合の賠償についてもしかるべき検討を講じてください。</p>	<p>既存の施設の解体にあたっては、ゴキブリやネズミ等の害虫等が発生する事のないよう、万全の対策を講じます。</p> <p>なお、現在建設工事を行っている橘処理センターにおいて、施設の解体に伴う害虫等に関する苦情は発生しておりません。</p>

